

# 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出の手引き

公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）は、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、地方公共団体等が公共の目的のために必要な土地を少しでも取得しやすくするための一つの手法として制度化されたものです。

## 1 制度の内容

### （1）届出（公拡法第4条）

土地の所有者は、次の①～⑥に該当する土地を有償で譲渡（売買や交換等）しようとするときは、東松山市長に届け出なければなりません。

対象となる土地	面積規模
①都市計画施設（土地区画整理事業地内を除く）の区域内に所在する土地	200㎡以上※
②道路法に基づく道路として決定された（土地区画整理事業地内を除く）区域内に所在する土地	
③都市公園法に基づく公園予定（土地区画整理事業地内を除く）の区域内に所在する土地	
④河川法に基づく河川予定（土地区画整理事業地内を除く）の区域内に所在する土地	
⑤生産緑地法に基づく生産緑地地区の区域内に所在する土地	
⑥市街化区域内に所在する土地	5,000㎡以上

※都市計画施設等の区域内に所在する面積ではなく、土地面積200㎡以上で一部でも、都市計画施設等の区域にかかっている土地が届出対象となります。

### （2）申出（公拡法第5条）

土地の所有者は、次に掲げる土地について、地方公共団体等による買取りを希望するときは、東松山市長にその旨を申し出ることができます。

対象となる土地	面積規模
東松山市内に所在する土地	200㎡以上

## 2 提出書類等

次の書類を2部（正本及び副本）作成し、東松山市の都市計画課に提出してください。

[申請時提出書類]

- ①土地有償譲渡届出書（届出の場合）又は土地買取希望申出書（申出の場合）
- ②位置図（20,000分の1程度のもの）
- ③案内図（1,500分の1程度のもの）

④公図の写し

⑤登記事項証明書の写し

⑥その他参考となる資料

また、代理人に委任する場合には委任状を1部提出してください。

[結果通知受取時提出書類]

⑦受領書（1部）

### 3 買取協議について（公拡法第6条）

窓口で受理した日から3週間以内に結果の通知がされます。

- 「買取りの協議を行う地方公共団体等を定めた」旨の通知があったとき
  - ・届出又は申出のあった土地について通知に記載されている地方公共団体等が買取りを希望しています。
  - ・当該通知を受けたときは、正当な理由がなければ協議を拒むことはできませんが、協議の結果、契約するか否かは、土地所有者の任意に委ねられています。
  
- 「買取りの協議を行う地方公共団体等がない」旨の通知があったとき
  - ・第3者への譲渡が可能になります。

### 4 土地の譲渡の制限（公拡法第8条）

届出・申出をした土地については、次に掲げる日又は通知があるまで譲渡することができません。

- ①「買取りの協議を行う地方公共団体等を定めた」旨の通知があった場合は、通知のあった日から起算して3週間を経過する日まで。（その期間内に協議が成立しないことが明らかになったときはその時まで）
- ②「買取りの協議を行う地方公共団体等がない」旨の通知があった場合は、その日まで。（届出・申出を受理した日から最長で3週間）

### 5 罰則（公拡法第32条）

届出をしないで土地を有償で譲渡したり、虚偽の申出をした場合、又は譲渡制限期間内に譲渡すると50万円以下の過料に処せられることがあります。

### 6 税法上の優遇措置

この制度に基づいて協議が成立し、市や県等との売買契約が成立しますと、税法上の優遇措置（譲渡所得の特別控除1,500万円まで）を受けることができます。

## 公拡法第4条第1項～第5項条文

次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に届け出なければならない。

- 一 都市計画施設（土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）で第三号に規定するもの以外のものを施行する土地に係るものを除く。）の区域内に所在する土地
- 二 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの（次号に規定する土地区画整理事業以外の土地区画整理事業を施行する土地の区域内に所在するものを除く。）
  - イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により道路の区域として決定された区域内に所在する土地
  - ロ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地
  - ハ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により河川予定地として指定された土地
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、これらに準ずる土地として政令で定める土地
- 三 都市計画法第十条の二第一項第二号に掲げる土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業で、都府県知事が指定し、主務省令で定めるところにより公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地
- 四 都市計画法第十二条第二項の規定により住宅街区整備事業の施行区域として定められた土地の区域内に所在する土地
- 五 都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内に所在する土地

土地有償譲渡届出書

共有の場合には、持ち分全員の住所・氏名が必要。  
共有者が多い場合は、別紙に記載。

〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市長あて

譲り渡そうとする者	住所	(355-00〇〇) (電話0493-〇〇-〇〇〇〇) 東松山市松葉町一丁目1番58号
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	〇〇県〇〇市〇〇町1-1	法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載
	氏名	〇×株式会社 代表取締役 〇× 〇×	

2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
東松山市〇〇 1-1	宅地	m <sup>2</sup> 1,000			

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m <sup>2</sup>				

4 譲渡予定価額に関する事項

譲渡予定価額	土地	建築物その他の工作物	合計
		20,000,000 円	円

5 その他参考となるべき事項

- 備考
- 記載内容が当該用紙に収まらない場合には、別紙を添付して差し支えないものであること。
  - 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
  - 「地積」の欄には、登記記録として登記された地積を記載すること。実測地積が知られているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
  - 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
  - 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し、所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 当該土地が法第4条第1項第1号から第5号までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。

## 土地有償譲渡届出書

年 月 日

東松山市長あて

譲り渡そうとする者	住所	(        -        )                      (電話        -        -        )
	氏名	

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	
	氏名	

2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m <sup>2</sup>			

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m <sup>2</sup>				

4 譲渡予定価額に関する事項

譲渡予定価額	土 地	建築物その他の工作物	合 計
	円	円	円

5 その他参考となるべき事項

備考

- 1 記載内容が当該用紙に収まらない場合には、別紙を添付して差し支えないものであること。
- 2 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」の欄には、登記記録として登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 4 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 5 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し、所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 6 当該土地が法第4条第1項第1号から第5号までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。

土地買取希望申出書

年 月 日

東松山市長あて

申出をする者	住所	(      ) (電話      )
	氏名	

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m <sup>2</sup>			

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m <sup>2</sup>				

3 買取り希望価額

買取り希望価額	土地	建築物その他の工作物	合計
	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

備考

- 記載内容が当該用紙に収まらない場合には、別紙を添付して差し支えないものであること。
- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、登記記録として登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し、所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

# 受領書

受領日： 年 月 日

私は、公有地の拡大の推進に関する法律 { 第4条第1項  
第5条第1項 } の規定に基づく、  
下記の { 届出 }  
申出 } に関する通知書を受領したので、受領書を提出します。

## 記

申請者氏名	
申請者住所	
土地の所在及び地番	

東松山市長 宛て

## 《受領者》

受領者の区分	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 代理人
受領者氏名	
法人名・電話番号 (代理人の場合記入)	Tel( ) -

※太枠内に記入の上、通知書受領の際に提出してください。